

岩手県告示第 519 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
奥州市総合水沢病院（歯科を除く。）	奥州市水沢区大手町三丁目 1 番地	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市総合水沢病院（歯科に限る。）	奥州市水沢区大手町三丁目 1 番地	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市国民健康保険大田代診療所	奥州市江刺区田原字大平 247 番地 1	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市国民健康保険米里診療所	奥州市江刺区米里字八幡 72 番地の 1	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市国民健康保険伊手診療所	奥州市江刺区伊手字西風 54 番地	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市国民健康保険前沢診療所	奥州市前沢区字立石 180 番地 1	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市国民健康保険まごころ病院（歯科を除く。）	奥州市胆沢区南都田字大持 40 番地	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市国民健康保険まごころ病院（歯科に限る。）	奥州市胆沢区南都田字大持 40 番地	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市国民健康保険衣川診療所	奥州市衣川区古戸 48 番地 3	平成 18 年 2 月 20 日
奥州市国民健康保険衣川歯科診療所	奥州市衣川区古戸 52 番地	平成 18 年 2 月 20 日